



長野労働局発表

(29-36)

平成 29 年 8 月 29 日

担 当	職業安定部 職業対策課 課 長 常 田 孝 夫 課長補佐 中 澤 広 光 障害者雇用担当官 岩 松 勝
	電話 026-226-0866 FAX 026-226-0157

「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」が始まります！

～9月は「障害者雇用支援月間」です～

長野労働局(局長 ^{いしだ しげお} 石田 茂雄)は、精神・発達障害のある方の職場定着を推進するため、一般の従業員の方を主な対象として、精神障害・発達障害に関して正しくご理解いただき、職場における応援者(精神・発達障害者しごとサポーター)となっていただくための「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を実施することとしました。

- ・集合講座は、松本市、長野市、伊那市の3会場で実施します。
- ・出前講座は各ハローワークから企業に出向いて実施します。



○ 趣旨・目的

精神障害・発達障害のある方の職場定着の課題を解消するためには、事業主の理解に加え、共に働く一般従業員の方々が、障害特性等について正しく理解し、職場での応援者となっていただくことが大切です。

このため、広く一般の従業員を対象とし、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を実施します。

精神障害・発達障害のある方が希望や能力、適性を十分に活かして活躍し、障害者と共に働くことがあたり前の社会を目指します。

○ 養成講座の対象となる方

受講対象者は、雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。

受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈します。
(例えば、「私はしごとサポーターです。」のロゴ入りシール)

<集合講座>

(1)開催日時・場所等

以下県内3会場で実施する。

- ① **松本会場:平成 29 年 9 月 25 日(月)** 10:30～11:45(受付10:00～)
ホテル ブエナビスタ 3階 グランデ(松本市本庄 1-2-1)
- ② **長野会場:平成 29 年 11 月 9 日(木)** 10:30～11:45(受付10:00～)
ホテル メルパルク長野 1階 ホール(長野市鶴賀高畑 752-8)
- ③ **伊那会場:平成 29 年 11 月 21 日(火)** 10:30～11:45(受付10:00～)
いなっせ(伊那市生涯学習センター) 5階 研修室(伊那市荒井 3500-1)

問合せ先:

長野労働局職業安定部職業対策課又は県内のハローワーク

・長野労働局職業安定部職業対策課 〒380-8572 長野市中御所 1-22-1

電話:026-226-0866 FAX:026-226-0157

(参考:開催地ハローワーク)

・ハローワーク松本 〒390-0828 松本庄内 3-6-21

電話:0263-27-0111 FAX:0263-27-0041

・ハローワーク長野 〒380-0935 長野市中御所 3-2-3

電話:026-228-1300 FAX:026-226-1358

・ハローワーク伊那 〒396-8609 伊那市狐島 4098-3

電話:0265-73-8609 FAX:0265-76-2534

(2)内容

- ①精神疾患(発達障害を含む)の種類について
- ②精神・発達障害の障害特性、共に働く上でのポイントについて
- ③円滑なコミュニケーションの方法について

(3)参加申し込み

「平成 29 年度しごとサポーター養成講座参加申込書」を長野労働局職業安定部職業対策課あてFAX又は郵送いただくことで受け付けています。受講料は無料です。

(4)障害者就職面接(相談)会の開催について

講座終了後の午後には、同会場にて、各ハローワーク主催による障害者就職面接(相談)会を開催します。(別添資料参照)

＜出前講座＞

今年度は、ハローワーク長野、ハローワーク松本、ハローワーク上田、ハローワーク伊那、ハローワーク篠ノ井、ハローワーク佐久、ハローワーク諏訪から個別の企業を訪問して講座を実施します。

具体的な実施方法は、実施を希望される企業ごとに相談させていただきます。

＜ 障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さまへ ＞

平成29年秋

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 が始まります！

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を、県内3会場で開催します。（受講料無料）
多くの方のご参加をお待ちしています。



地区	松本会場 (定員100名)	長野会場 (定員100名)	伊那会場(定員50名)
日 程	平成29年9月25日(月)	平成29年11月9日(木)	平成29年11月21日(火)
時 間	10:30～11:45 (受付10:00～)	10:30～11:45 (受付10:00～)	10:30～11:45 (受付10:00～)
場 所	終了しました ホテル ブエナビスタ 3F グランデ (松本市本庄1-2-1)	ホテル メルパルク長野 1F ホール (長野市鶴賀高畑752-8)	いなっせ (伊那市生涯学習センター) 5F 研修室 (伊那市荒井3500-1)

※同日午後には、同会場でハローワーク主催による障害者就職面接(相談)会を開催いたします（裏面「参考」参照）。

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- ◆内 容 : 「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆メリット : 精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆受講対象 : **企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講できます。**



※ 現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。
※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です。

- ◆講師：公共職業安定所（ハローワーク）の精神障害者雇用トータルサポーター
- ◆事業所への【出前講座】もあります。ハローワークから講師が事業所に出向きます(要予約)

ご留意
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。

申し込みは裏面用紙をご利用ください。詳細やご不明な点はお尋ねください。



厚生労働省・長野労働局・ハローワーク

2017.8長野労働局

※送付票は不要ですので、この申込書のみをFAX又は郵送願います。

平成29年度 障害者しごとサポーター養成講座 参加申込書				
ご希望の日付又は会場を○で囲んでください。 ※定員に達した時点で×切とさせていただきます。		松本会場 終了しました 11/9 長野会場 11/21 伊那会場 9/25 松本会場		
事業所名			申込書作成者氏名 (所属部署)	
所在地				
電話番号		FAX 番号		
障害者雇用の 有無	有 (うち身体 人、知的 人、精神 人 その他 人)		無	
参加者名	氏名:		氏名:	

- ◎定員(長野・松本会場は100名、伊那会場は50名)になり次第締め切らせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ◎定員内の場合は受付完了のご連絡は致しませんので、当日会場へお越しください。(定員を超えた場合にはご連絡いたします。)
- ◎「障害者雇用の有無」については、わかる範囲でご記入ください。
- ◎ご記入いただきました個人情報は、障害者支援業務以外の目的では使用いたしません。

【養成講座お問い合わせ先】
長野労働局 職業安定部 職業対策課(〒380-8572長野市中御所1-22-1)
電話:026-226-0866 FAX:026-226-0157

参考

平成29年度 障害者就職面接(相談)会のご案内

開催場所(予定)		開催日(予定)	規模(予定)	主催ハローワーク
長野市	ホテルメルパルク長野 1F ホール	平成29年11月9日(木) 13:00～16:00 (養成講座の午後)	事業所50社 障害者300名	・長野(026-228-1300) ・篠ノ井(026-293-8609) ・飯山(0269-62-8609) ・須坂(026-248-8609)
松本市	ホテルブエナビスタ 3F グランデ	平成29年9月25日(月) 13:30～16:00 (養成講座の午後)	事業所30社 障害者200名	・松本(0263-27-0111) ・木曽福島(0264-22-2233) ・大町(0261-22-0340)
伊那市	いなっせ (伊那市生涯学習センター) 6F ニシザワいなっせホール	平成29年11月21日(火) 13:30～16:00 (養成講座の午後)	事業所25社 障害者100名	・伊那(0265-73-8609)
佐久市	ホテル ゴールデン・センチュリー	平成29年9月21日(木) 14:00～16:00	事業所20社 障害者100名	・佐久(0267-62-8609) ・小諸出張所(0267-23-8609)
諏訪市	RAKO 華乃井ホテル 2F パルケ	平成29年11月22日(水) 13:30～16:00	事業所20社 障害者100名	・諏訪(0266-58-8609) ・岡谷出張所(0266-23-8609)

障害者就職面接(相談)会については、各ハローワークへお問い合わせください。

平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

また併せて、下記の2点についてもご注意ください。よろしくお願いいたします。

留意点

①

対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

留意点

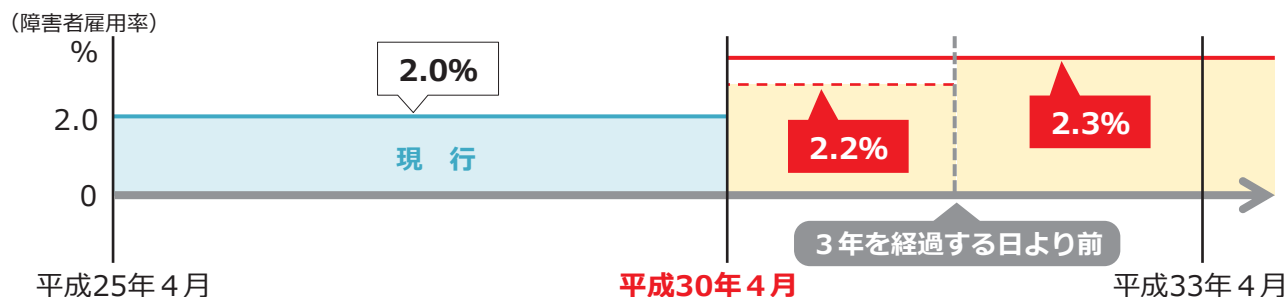
②

平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前※に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引き上げになります。）

※ 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。

※2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A1. 新しい法定雇用率で算定していただくことになります。平成31年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分から（申告対象期間が、平成30年4月から平成31年3月までの分）適用されますので、申告の際はご注意ください。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

Q3. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A3. 「障害者に向いている仕事」「障害者に向いていない仕事」というものではありません。一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職まで、様々な職種で雇用されています。

（参考）障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

開講のお知らせ

平成29年秋

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座
が始まります！

養成講座の概要

- ◆ メリット：精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆ 講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆ 受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。

※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。



事業所への
出前講座もあります



ハローワークから講師が事業所に出向きます。

また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。

詳しくは、都道府県労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。

※「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。

また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。

